

統括(防火・防災)管理者の選任又は解任に係る一任者一覧

伊丹市()に存する()の
 消防法(第8条の2第1項・第36条第1項において読み替えて準用する第8条の2第1項)に定める統括(防
 火・防災)管理者の選任又は解任に係る全てを、下記の者は()に一任するも
 のとする。なお、消防法施行規則(第3条の3・第51条の11において読み替えて準用する第3条の3)に定め
 るところにより、()の選任する統括(防火・防災)管理者に対し、下記の者に存する権限
 のうち、当該(防火対象物・建築物その他の工作物)の全体についての(防火・防災)管理上必要な業務を
 遂行するために必要な権限を付与するとともに、当該選任統括(防火・防災)管理者に対し、当該(防火対
 象物・建築物その他の工作物)の全体についての(防火・防災)管理上必要な業務の内容、及び当該(防火対
 象物・建築物その他の工作物)の位置、構造及び設備の状況その他当該(防火対象物・建築物その他の
 工作物)の全体についての(防火・防災)管理上必要な事項についての説明を行うものとする。また、下記の
 者は()の選任した統括(防火・防災)管理者の作成する当該(防火対象物・建築物そ
 の他の工作物)の全体についての(防火・防災)管理に係る消防計画を確認し、消防法(第8条第1項・第36
 条第1項において読み替えて準用する第8条第1項)の規定により選任する(防火・防災)管理者の作成する
 (防火・防災)管理に係る消防計画の内容を適合させるものとする。

NO	占有部分名称	一任者
		(住所) (法人の場合は、名称及び代表者氏名) (氏名)

※該当しない箇所は消して使用すること。